

幼児教育・保育の無償化に関するQ&A

Q1.いま認可保育所の2歳児クラスに在園している。3歳になったらその時から無償化の対象になるのか。

A1.認可保育所の場合、住民税非課税世帯でなければ、3歳になった時ではなく、3歳児クラスに上がった時から無償化の対象となります。

Q2.いま認可保育所に在園している。それに加えて病児保育事業などの認可外保育施設等を利用しても月額3.7万円まで無償化になるのか。

A2.幼稚園・認可保育所・認定こども園等を利用している方は、認可外保育施設等の利用は無償化の対象にはなりません。（詳細は中面をご覧ください）

Q3.認可外保育施設等の利用料が月3.7万円未満の場合、差額は現金で支給されるのか。

A3.無償化の上限月額未満の利用の場合は、実際にかかった利用料までが無償化の対象となり、差額が支給されることはありません。

Q4.どの認可外保育施設を利用しても無償化の対象になるのか。

A4.自治体に「確認」の手続きを行っている認可外保育施設等が無償化の対象となります。また、保護者の方も、事前に自治体に「保育の必要性の認定」の手続きを行う必要があります。

Q5.豊島区外の認可外保育施設を利用する場合、認定手続きはどこですか。

A5.豊島区在住の方は、利用する認可外保育施設が区外であっても、「認定」の手続きは豊島区に行います。

Q6.無償化の対象になったらもう利用料を払わなくていいのか。

A6.幼稚園（新制度未移行園）の基本保育料、幼稚園・認定こども園の預かり保育料、認可外保育施設等の利用料は一度お支払いいただき、その後自治体に請求手続きを行う必要があります。請求手続き等の詳細は区ホームページをご確認ください。

幼児教育・保育の無償化に関する問い合わせ先

○幼稚園、認定こども園について

保育課幼稚園グループ TEL：03-4566-2481

○保育所、認可外保育施設等について

保育課私立保育所グループ TEL：03-3981-1823

区ホームページはこちら



令和元年10月1日から

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたち

の利用料が無償化されました。

対象となる方・施設

【幼稚園※1、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、

企業主導型保育事業※2 を利用している方】※3

○3歳から5歳までの全ての子ども利用料が無償化されます。

○0歳から2歳までの子ども（住民税非課税世帯のみ）の利用料が無償化されます。

※1 私立幼稚園（新制度未移行園）は月額上限2.57万円までが無償化の対象となります。

※2 企業主導型保育事業は、標準的な利用料が無償化の対象となります。

※3 認可保育所及び地域型保育事業における食材料費は区が負担します。

【幼稚園の預かり保育を利用している方】

○幼稚園の基本の保育料に加え、利用日数に応じて、最大月額

1.13万円（満3歳児は住民税非課税世帯に限り月額1.63万円）までの範囲で、預かり保育の利用料が無償化の対象となります。

○事前に「認定」手続きが必要です。

【認可外保育施設等※4 を利用している方】

○3歳から5歳までの子どもは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。

※4 認証保育所を含む認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用が対象となります。複数サービスを併用した場合は、全利用料の合計が月額上限に達するまで無償化の対象となります。

○事前に「認定」手続きが必要です。

事前に必要な手続き

○利用施設等によって要否が異なります。中面をご覧ください。